

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三條の三の六第一項第四号及び第四十三條の三の十四の規定に基づき、实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

（实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第一条 实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三條の三の十一第三項の規定による確認（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）<u>第十一条及び第十二条並びに第三章（同規則第五十三條及び第七十二條第二項を除く。）の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。</u>）の日から起算して五年を経過する日までの間は、<u>第四十二條及び第五十七條第二項の規定は、適用しない。</u>ただし、当該期間中に行われる法第四十三條の三の八第一項の規定による変更の許可（<u>第四十二條及び第五十七條第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。</u>）及び当該期間中に法第四十三條の三の十一第三項の規定による確認（<u>技術基準規則第五十三條及び第七十二條第二項の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。</u>）を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三條の三の九第一項の規定による認可（<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）<u>第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。</u>）の日から起算して五年を経過する日までの間は、<u>第四十二條及び第五十七條第二項の規定は、適用しない。</u>ただし、当該期間中に行われる法第四十三條の三の八第一項の規定による変更の許可（<u>第四十二條及び第五十七條第二項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。</u>）及び当該期間中に法第四十三條の三の十一第三項の規定による確認（<u>技術基準規則第五十三條及び第七十二條第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三條の三の九第一項の規定による認可を受けた工事に従って行われる工事に係るものに限る。</u>）を受けた発電用原子炉施設については、この限</u></p>

りでない。

(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正)

第二条 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三條の三の十一第三項の規定による認可（<u>第十一条及び第十二条並びに第三章（第五十三條及び第七十二条第二項を除く。）の規定に適合するために行われる工事に係るものに限る。</u>）の日から起算して五年を経過する日までの間は、<u>第五十三條及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。</u>ただし、当該期間中に行われる第五十三條及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三條の三の九第一項の規定による認可並びに第五十三條及び第七十二条第二項の規定に適合するために<u>行われる工事に係る法第四十三條の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。</u></p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十八年原子力規制委員会規則第一号）の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設については、平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三條の三の九第一項の規定による認可（<u>第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。</u>）の日から起算して五年を経過する日までの間は、<u>第五十三條及び第七十二条第二項の規定は、適用しない。</u>ただし、当該期間中に行われる第五十三條及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三條の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係る法第四十三條の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた発電用原子炉施設については、この限りでない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則附則第二項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項の規定は、この規則の施行の日以後に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するため必要な事項に係るものであつて、平成二十五年七月八日以後最初に行われるものに限る。以下この項において同じ。）の日から起算して五年を経過する発電用原子炉施設について適用し、この規則の施行の日前に原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の規定による認可の日から起算して五年を経過している発電用原子炉施設については、なお従前の例による。